

平成27年10月21日(水)午前10時30分懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】長寿介護課

保険料については、基金を取り崩すことにより軽減を図っています。また、低所得者の方については、公費を投入することにより保険料をさらに引き下げています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿介護課

保険料については、所得段階が第1段階の方に対して、資産・預貯金等の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる独自の減免制度があります。また、利用料については、在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額を更に軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】長寿介護課

平成27年度介護保険制度改革により、補足給付について資産を勘案する等の見直しが行われました。改正の主旨は保険料の上昇を抑えること、負担の公平化を図ることを目的としております。資産確認のために提出を求める添付書類については、最小限の範囲にする様努めています

(2) 基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】長寿介護課

介護施設につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備して参ります。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】長寿介護課

地域包括支援センターにつきましては、今後の業務量の増加などを踏まえ、適正な配置を検討したいと考えております。

- ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】長寿介護課

今後、国が示す単価を参考に検討して参ります。

- ④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】長寿介護課

介護職員の賃金改善に充てる目的に創設された「処遇改善加算」の内容が、平成27年度の報酬改定において拡充されました。事業所にその主旨・内容についての周知に努めます。

(3) 総合事業について

- ①総合事業移行にあたっての考え方

- ★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】長寿介護課

総合事業のサービス内容等については、今後検討して参ります。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】長寿介護課

総合事業のサービス内容等については、今後検討して参ります。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【回答】長寿介護課

総合事業のサービス内容等については、今後検討して参ります。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】長寿介護課

総合事業のサービス内容等については、今後検討して参ります。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】長寿介護課

相談者に対し、一律の対応をせず、個々の状況を十分に聞き取った上で、それに応じたご案内ができるようにしたいと考えています。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】長寿介護課

今後検討して参ります。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】長寿介護課

制度に基づき、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めて参ります。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】長寿介護課

住民主体の地域における「支え合い」活動を関係各団体と地域一体で行う体制づくりを考える懇談会を実施しているところであります、今後はさらに活動を増やしていくための協議体への移行を考慮し、活動の支援の在り方についても検討していくたいと考えております。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】長寿介護課

平成25年度から「豊橋市高齢者等見守りネットワーク事業」を開始し、ライフライン事業者などによるひとり暮らし高齢者等への見守りを実施しているほか、給食の配達とともに安否確認を行う「給食サービス」、ボランティアによるひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援する「高齢者安心生活サポート事業」を実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】長寿介護課・障害福祉課

高齢者の外出支援につきましては、70歳以上80歳未満の方には、金額を2千円とし、電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券のいずれかを、80歳以上の方には、金額4千円のいずれかの乗車券、または、それぞれ2千円ずつ組合せの乗車券を配布しております。

障害者の外出支援としましては、6歳以上70歳未満の方へ、電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布しております。それに加え、重度の障害者で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方には、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車椅子利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布しております。

また、1人での外出が困難な精神・知的障害や身体障害手帳における体幹機能障害1・2級または下肢機能障害1級をお持ちの方への移動支援事業や、視覚障害の方への同行援護事業を実施しておりますが、この移動支援につきましては、当事者団体の方にも参加してもらった検討会を重ね、今年度より対象者を拡大しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】長寿介護課

市民の方が主体的に運営されているコミュニティカフェ等と呼ばれる「まちの居場所」活動に対し、運営者どうしの情報交換のための交流会や「まちの支え合いづくりフェア」を開催して情報発信しており、また、老人クラブが主体となって実施しているサロン活動も増加してきていることから、今後も高齢者の集いの場活動に対し支援をしてまいりたいと考えております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】住宅課

バリアフリーなど高齢者が安心して暮らせる住戸を、市営住宅の建て替えにおいて整備していくようにします。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。
また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】長寿介護課

現在、二次予防事業対象者を対象に原則週2回以内、また要支援・要介護認定者を対象に原則週5回以内で給食サービスを行っており、250円を助成しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】長寿介護課

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては現在検討中です。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】長寿介護課

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取扱いとなります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】長寿介護課

要介護認定者の内、障害者控除に該当すると思われる方に「障害者特別控除認定」のご案内と申請書を送付しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活福祉課

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】生活福祉課

生活保護法や民法の抜粋を記載し、扶養の理解を求め扶養義務者への通知を行っています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】生活福祉課

関係各課への情報提供及び連携に努めています。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】生活福祉課

正規職員については、法に準拠した人員配置に向けて増員しています。研修についても、国・県等主催の研修への参加、課内研修等を行っています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】生活福祉課

配置の予定はありません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】生活福祉課

自立相談支援事業については、7名の体制となっており相談支援についてのみ社会福祉協議会に一部委託して実施しています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起らぬないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】生活福祉課

影響を受ける生活保護世帯に対しては、通知や家庭訪問を実施しています。引き続き、生活保護受給者の生活状況と転居意思等を確認しながら支援を実施していきます。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【回答】生活福祉課

影響を受ける生活保護世帯に対しては、家庭訪問の際に生活保護受給者の生活状況を確認しながら、冬季加算額を変更していく予定です。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】生活福祉課

適切な対応に努めていきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】納税課

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、東三河地域における収入率の向上と税負担の公平性を確保し、広域化による行政の効率化を実現するため、平成23年度に設立したものです。機構に移管する案件は、あくまでも納税資力がありながら、再三の催告にも応じていただけない方を対象としています。

一方、生活困窮者などに対しては、生活実態に応じた納税相談や法令に照らして納税緩和措置等をとっているところです。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】納税課

当該訴訟の判決内容は、児童手当法第15条に基づき「児童手当の支給を受ける権利は、差し押さえることができない」ので、児童手当によって大部分が形成されている本件預金を差し押された処分は、違法であると判断されたものでした。

(130,073円中、手当額は130,000円)

債権の差押については、未納である税金に対して催告を行ったうえで、差押予告を経て行います。特に預金の差押えの際には、入金の内容が、各法令による個々の差押禁止項目でないことを確認の上、実施しております。

また、生活困窮者に対しては、個々の生活実態に合わせた分納にも応じ、適正に納税緩和措置等の対処をしております。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大枠引き下げを実現してください。

【回答】国保年金課

国の財政支援については、市長会を通して要望しているところですが、今回の医療保険制度改革の効果を検証しながら、国保税負担も含めて持続可能な国民健康保険制度について勉強してまいりたいと考えています。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げるください。

【回答】国保年金課

平成26年度から低所得者層への法定軽減対象が拡大され、従来より市独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを一般会計から繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。

また、平成25年度からは資産割の廃止に伴う減免対象の拡大も行っています。

現在、新たな国民健康保険制度について、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますので、これらの検討結果や新制度へのスムーズな移行も踏まえながら、一般会計繰り入れについて協議していきたいと考えております。

また、消費税導入に伴う低所得者対策など国の動向を見ながら検討してまいります。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険に加入している子どもの均等割額の軽減・減免については、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、公費や国保被保険者以外の方にも負担を求めるのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな国民健康保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に協議してまいりと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】国保年金課

低所得を理由とする減免につきましては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4.4割・2.4割・1.2割の減免を実施しており、合わせて最大8.2割の負担減となっておりますので、現時点で減免制度の更なる拡大は考えておりませんが、現在国において軽減措置の対象者拡大が検討されていることから、この動向などを見ながら総合的に検討してまいります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】国保年金課

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得減少等を踏まえ、平成24年度に減免の所得要件を緩和し、対象者の拡大を図りました。また、法改正により非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられていますので、現時点では要綱の見直しは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】国保年金課

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。また、18歳未満の子どもの保険証(有効期限6か月)については全て届くよう配慮しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】国保年金課

滞納者に対しての給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために有効期限6か月の短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】納税課・国保年金課

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付いただけない方を対象としているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、今のところ実施は難しいものと考えております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免については、平成22年度に取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたため、当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】国保年金課・障害福祉課・こども家庭課

補助金を含めて県の動向も見据える中で、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】こども家庭課

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は平成20年度に中学校卒業まで拡大し、通院助成は平成20年度に小学3年生まで、平成21年度に小学校卒業まで、平成24年度に中学校卒業までと段階的に拡大してきました。ただし、中学生の通院は自己負担分の1/2を償還払いで助成しています。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが、更なる年齢の引き上げ及び無料化につきましては、学齢が上がるにつれて医療機関への受診状況が低下することや、無料化により医療費の増加が見込まれることなどを考慮し、持続可能な制度とするよう、今後、拡大の実績や財政状況を見る中で、子育て支援施策全般として総合的に判断するものと考えております。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】障害福祉課

通院の助成につきましては、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を対象に、全診療科目、無料とっています。なお、精神科以外の入院の助成につきましては、今後も、財政状況を勘案して検討してまいりたいと考えています。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】国保年金課

福祉医療助成実施による国庫負担削減(いわゆる波及増カット)について、現在国及び県では「子ども医療費助成制度」の創設やそれに伴う波及増のカットなどが議論されています。波及増分については一般会計からの繰入金の法定外繰入で補てんしておりますが、今後の国県の動向をとらえながら適切な繰入を行っていきたいと考えております。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】こども家庭課・こども未来政策課

今年度よりひとり親等を対象とした生活支援講習会やファミリーサポートセンター利用料補助事業、ひとり親家庭の中学生向けの学習支援事業を実施します。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

平成26年度から、改正前の生活保護基準額の1.3倍を基礎として算出した所得基準額を据え置いて対応しており、現在、本市の就学援助対象者は、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯となっております。

また、申請は随時受け付けを行っていることを、様々な広報媒体を通じて周知しております。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】保健給食課

本市では、学校給食の食材料費分を給食費としてご負担をお願いしております。

給食費未納の児童生徒に対しても学校給食を提供しております。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】保育課

引き続き、法の趣旨に鑑み、保育の実施義務を果たしていきたいと考えています。また、保育を必要とする保護者の利便性の向上を図るために、各施設の形態に応じた保育施策に取り組んでいきたいと考えています。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】こども家庭課

関係部局において情報共有や連携を図る中で、適切な対応に努めています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】こども家庭課・こども未来政策課

子育て支援全般として総合的に判断するものと考えております。

⑦妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】こども保健課

妊娠届出以後の妊娠婦健診につきましては14回まで公費負担の対象としておりますが、厳しい財政状況の中、この公費負担ができるだけ継続することが重要であると考えております。妊娠の判定をする初回健診及び産後の健診につきましては、現在のところ公費負担をすることは考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

障害者が希望する生活のために必要な障害福祉サービスのニーズを相談支援専門員が聴き取り、そのためのサービス等利用計画を策定することで、地域で安心した生活を送ることができるようこれからも支援をしてまいります。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

移動支援については、当事者団体の方にも参加してもらい、検討会を重ねた結果、27年度より身体障害者における対象範囲を体幹機能障害1級の四肢麻痺から体幹機能障害1,2級または下肢機能障害1級へと拡大しました。今後も引き続き検討を行っていきますが、いまのところ通所・通学への利用拡大については考えていません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】障害福祉課

障害者(児)の福祉サービスの利用料については、市町村民税非課税者または非課税世帯については、負担上限月額を0円としています。給食費については、通所事業所において食事の提供を受けた際に、食事提供体制加算を算定し、実費のみの負担としているほか、入所施設においては、補足給付という形で光熱水費や食費の本人負担を軽減しています。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】障害福祉課

福祉部局として障害児者へのインフルエンザ予防接種費用への助成は考えておりません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】障害福祉課

65歳に到達した際には、障害者総合支援法に基づき、優先的に介護保険を利用していくことを原則としていますが、障害の特性により介護保険施設の利用ができない場合など、各個人の状況を勘案して障害福祉サービスの継続利用を認める等の対応をとっています。また、介護保険のサービスにないサービスの利用を希望する場合も障害福祉サービスの継続利用を認めています。また本人への説明については、相談支援専門員を通じ、65歳に到達する前の障害福祉サービスの更新時に介護保険制度への切り替えについての説明を行っております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】障害福祉課

65歳に到達された方は、障害者総合支援法に基づき優先的に介護保険を利用していたことを原則としていますが、障害の特性により介護保険施設の利用できない場合など、各個人の状況を勘案して障害福祉サービスの継続利用を認める等の対応をとっています。また、介護保険のサービスにないサービスの利用を希望する場合も障害福祉サービスの継続利用を認めています。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】障害福祉課

通院時の院内介助については、支援の必要性に応じて認めています。ただし、リハビリ等の医療行為に関する支援は認めていません。

入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法の制度に基づき従来どおりの取り扱いとします

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】障害福祉課

平成24年度から相談支援の中核的な役割を担う「とよはし総合相談支援センター（ほっとぴあ）」を開設し、相談支援体制の強化に取組んでいます。その中で、市内の相談支援事業所の相談支援専門員に対して、計画相談や個別ケースの対応方法などの研修会を年数回開催するなど、地域の相談支援事業者の人材育成を行っています。

また市内6か所の相談支援事業所と委託契約によりに9名の職員配置を行っており、基本相談などに対応しています。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】健康政策課

ロタウイルスワクチンについては、平成24年10月1日より、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、平成26年4月1日より接種費用の一部助成を行っております。また、B型肝炎についても平成27年4月1日より接種費用の一部助成を行っております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】健康政策課

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月から定期接種化されたため、一部費用助成は平成26年9月末で終了といたしました。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康政策課

妊娠を予定または希望する女性と配偶者及び同居者、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者及び同居者を対象に抗体検査を無料で実施し、抗体価が低いと確認できた方に対し、麻しん風しん混合ワクチン等を接種した場合に費用の一部を助成しております。なお、接種の無料化に関しては検討しておりません。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上